

お 知 ら せ

1 本件の入札時には、入札書ごとに次の各書面を提出する必要があります。

- (1) 暴力団員等に該当しない旨の陳述書
- (2) 住民票（入札者が個人の場合）（個人番号の記載がないもの）又は資格証明書（入札者が法人の場合）
- (3) 宅地建物取引業の免許証の写し（入札者が宅地建物取引業者の場合）

上記(1)及び(2)の各書面は、入札時に提出がないと無効になります。また、記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

入札書及び上記(1)の書面の書式は、不動産競売物件情報提供サイト（B I T）（<http://bit.sikkou.jp>）のトップ画面の右にある「ダウンロード」からダウンロードすることができるほか、当裁判所の執行官室で配布を受けられます。各書面の記入方法は、各書面の注意書欄に記載されていますので、よくお読みください。

2 本件の入札時に提出する上記 1 (1)の書面（暴力団員等に該当しない旨の陳述書）の「陳述」欄「☐自己の計算において・・・ありません。」の☐のチェックは、入札者が他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合など「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」がいる場合のみチェックするものです。チェックを入れた場合には、陳述書の注意書 9 を参照の上、必ず別紙（自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項）も添付してください。

その他、入札に関するご不明な点は、当裁判所の執行官室にお問い合わせください。

和歌山地方裁判所民事部執行係

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 8月15日

和歌山地方裁判所民事部執行係

裁判所書記官 太田 裕一

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 9月 5日 午前 9時00分から 令和 7年 9月12日 午後 5時00分まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 7年 9月19日 午前10時00分 和歌山地方裁判所競売室
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 7年10月10日 午前10時00分 和歌山地方裁判所民事部執行係
特別売却 実施期間	令和 7年 9月24日 午前10時00分から 令和 7年 9月24日 午後 0時00分まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則33条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 8月15日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	11,080,000 8,864,000	一括	2,216,000	94,097	15,046
1	800,000				
2	1,420,000				
3	8,860,000				



物 件 目 録

- 1 所 在 和歌山県橋本市胡麻生
地 番 1034番1
地 目 宅地
地 積 74.28平方メートル

- 2 所 在 和歌山県橋本市胡麻生
地 番 1035番
地 目 宅地
地 積 132.24平方メートル

- 3 所 在 和歌山県橋本市胡麻生 1035番地、1034番地
1
家屋 番号 1035番
種 類 居宅
構 造 木造かわらぶき2階建
床 面 積 1階 75.35平方メートル
2階 70.38平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年 7月22日

和歌山地方裁判所民事部執行係

裁判所書記官 中森 一希

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 和歌山県橋本市胡麻生 |
| | 地 番 | 1 0 3 4 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 7 4 . 2 8 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 和歌山県橋本市胡麻生 |
| | 地 番 | 1 0 3 5 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 3 2 . 2 4 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 和歌山県橋本市胡麻生 1 0 3 5 番地、1 0 3 4 番地
1 |
| | 家屋 番号 | 1 0 3 5 番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造かわらぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 7 5 . 3 5 平方メートル
2 階 7 0 . 3 8 平方メートル |

令和7年(ケ)第13号
令和7年3月5日受理
令和7年5月1日提出

現況調査報告書

和歌山地方裁判所

執行官 武藤 隆

物 件 目 録

- 1 所 在 和歌山県橋本市胡麻生
 地 番 1034番1
 地 目 宅地
 地 積 74.28平方メートル

- 2 所 在 和歌山県橋本市胡麻生
 地 番 1035番
 地 目 宅地
 地 積 132.24平方メートル

- 3 所 在 和歌山県橋本市胡麻生 1035番地、1034番地
 1
 家屋 番号 1035番
 種 類 居宅
 構 造 木造かわらぶき2階建
 床 面 積 1階 75.35平方メートル
 2階 70.38平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	(住居表示未実施)
土地	物件 1、2
現況地目	■宅地(物件 1、2) □公衆用道路(物件) □ (物件)
形状	■公図(14条1項地図)のとおり □地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり □土地建物位置関係図のとおり □ 枚目図面のとおり
占有者及び占有関係	■土地所有者 □その他の者() 上記の者が下記建物を所有し、占有している。 □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	「その他の事項」のとおり
建物	物件 3
種類・構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点異なる(□主たる建物 □附属建物) □種類: □構造: □床面積:
物件目録にない附属建物	■ない □ある — 種類: 構造: 床面積:
占有者及び占有状況	■建物所有者 □その他の者() 上記の者が住居として使用し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	「その他の事項」のとおり
執行官保管の仮処分	■ない □ある — 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日
土地建物の位置関係	□建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

1 表札等の表示

建物南側に設置された門柱に所有者の苗字（アルファベット）が記載された表札が存在した。

2 本件土地の状況等

- (1) 本件土地は分譲宅地と思われる一面にあり、一体として本件建物の敷地として使用されている。本件土地の周囲は南側の道路に面している部分を除き、コンクリートブロックやフェンスで囲まれており、概測等によれば、その形状は、概ね6枚目の公図（14条1項地図）記載のとおりである。
- (2) 接道状況は評価書記載のとおりである。
- (3) 本件土地の前面道路は東から西にかけて傾斜している。
- (4) 南側の擁壁に若干の亀裂が存在した。
- (5) 本件土地と東西の各隣地との間には高低差があり、東側隣地は約1.6メートル高く、西側隣地は約1.5メートル低くなっている。
- (6) 本件土地の東側部分にカーポートが存在した。
- (7) 本件土地の南西端に電柱が存在した（写真2）。
- (8) 本件建物の北側及び西側にそれぞれ簡易物置が置かれていた（写真3、写真4）。

3 本件建物の状況等

- (1) 本件建物の形状及び間取りは、概ね8～10枚目の図面記載のとおりである。
- (2) 本件建物は、全部事項証明書によれば、平成24年11月築であり、築後約12年が経過している。北側外壁の汚れや洋室2及び2階廊下の壁面のクロスに亀裂が見られた。目視の範囲では、シロアリや雨漏りの兆候は見受けられなかった。2階トイレの手洗い台の蛇口、手洗い台下の物入れの把手、トイレのレバーが黒ずみ傷んでいた（写真16）。
- (3) 本件建物はオール電化住宅である。

以 上

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
所有者	本件建物は私が住居として使用しています。 本件建物について、雨漏りやシロアリを見たことはありません。リフォームや増築をしたことはありません。 この家を建てるときに、各部屋の窓はすべて出窓にしました。また、風呂場にはスピーカーを取り付けたり、浴槽にミクロとバブルの機能を付けたりしています。 本件建物はオール電化住宅です。 過去2, 3年間ほど家を空けたことがあり、その間に2階のトイレだけに大量の小さい虫が発生してしまいました。蛇口などの傷みはその虫が原因です。 ベランダに時々こうもりがやってきているようです。 5, 6年前に、2年間ほど室内で犬を飼っていました。 私は電子タバコを吸っています。 敷地内の電柱については、この家を購入した時からありました。電力会社から土地の使用料が支払われていたと思いますが、はっきりとはわかりません。 建物内の動産については可能な限り持ち出しますが、残置物がある場合には、買受人において処分してもらっても構いません。
橋本市役所担当者	本件各物件の地籍調査の成果図面は橋本市役所に備え置かれていません。土地区画整理法上の換地処分がされており、公図作成の際に橋本市胡麻生土地区画整理組合の関与があったのではないかと思います。詳細はわかりません。同土地区画整理組合はすでに存在しないのではないかと思います。 以 上

(調査経過用)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和 7年3月10日(月) 11:00 ~ 11:10	和歌山地方法務局橋本支局	登記等調査
令和 7年3月10日(月) 11:20 ~ 11:35	橋本市役所	地籍、課税資料等調査 橋本市担当者から聞き取り
令和 7年3月10日(月) 14:30 ~ 14:42	物件所在地	現況及び占有調査、写真撮影
令和 7年4月 4日(金) 12:55 ~ 13:25	物件所在地	評価人と立入調査、写真撮影 所有者から聞き取り
令和 年 月 日() : ~ :		
令和 年 月 日() : ~ :		
令和 年 月 日() : ~ :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は、施錠されていたので、立会人立会いの下、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は施錠されていなかったため、立会人を立ち会わせて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(5 枚目)



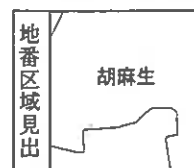
(座標値種別：測量成果)

-35735.216



-35860.216

(座標値種別：測量成果)



A4判に縮小

請求部	所在	橋本市胡麻生				地番	1035番			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲一	座標系番号又は記号	VI	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	平成17年8月22日				備付年月日(原図)			補記事項		

登記年月日：平成23年11月1日

地積測量図

地番 1034-1, 1034-2

土地の所在 橋本市胡麻生

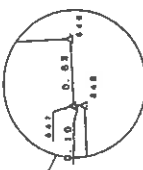
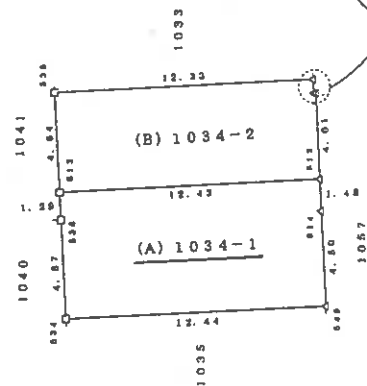
座標求積表

地番	NO	経緯	X	Y	辺長	測線
(A) 1034-1	012	()	71.786	133.771		
	014	()	71.707	132.290	1.48	012-014
	048	()	71.488	127.796	4.50	014-048
	034	()	83.892	127.136	12.44	048-034
	038	()	84.127	131.800	4.67	034-038
	013	()	84.188	133.084	1.29	038-013
(B) 1034-2	012	()	71.786	133.771	12.43	012-013
	013	()	84.188	133.084	1.29	013-014
	014	()	81.2	132.290	4.50	014-048
	048	()	83.892	127.136	12.44	048-034
	034	()	71.488	127.796	4.50	034-038
	038	()	71.707	132.290	1.48	038-012
		倍面積	148.872772		m ² 地積	
		面積	74.2863860		m ² 地積	
		坪数	22.47			
(B) 1034-2	038	()	84.486	137.736	12.33	038-040
	040	()	72.138	135.408	0.63	040-047
	047	()	72.100	137.778	0.10	047-048
	048	()	71.997	137.780	0.10	048-012
	012	()	71.786	133.771	4.01	012-013
	013	()	84.188	133.084	12.43	013-014
		倍面積	115.522607		m ² 地積	
		面積	57.7613035		m ² 地積	
		坪数	17.47			

※公式 $A = 1/2 \sum (X_2 - X_1) (Y_1 + Y_2)$



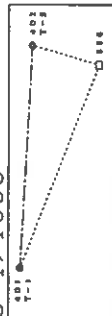
7.1
0.002



拡大図 1:50

A4判に縮小

S=1/1000



境界線	境界線の種類
①	境界線の種類
②	境界線の種類
③	境界線の種類
④	境界線の種類
⑤	境界線の種類
⑥	境界線の種類
⑦	境界線の種類
⑧	境界線の種類
⑨	境界線の種類
⑩	境界線の種類

NO	点名	X	Y
401	T-1	100.000	100.000
402	T-2	97.853	141.258

作成者

申請人

1/250

登記年月日：平成24年11月19日

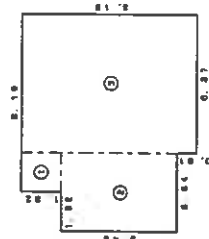
各階平面図

建物図面

家屋番号 1035番

建物の所在 橋本市胡麻生1035番地、1034番地1

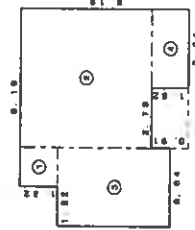
1階



求積表

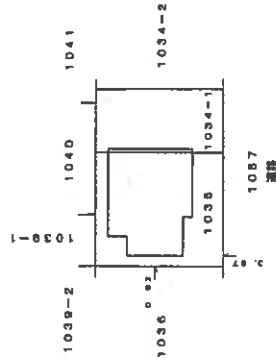
①	1.82 x 1.82 =	3.3124
②	5.46 x 3.64 =	19.8744
③	8.19 x 6.37 =	52.1703
合計		75.3571
床面積		75.35㎡

2階



求積表

①	1.82 x 1.82 =	3.3124
②	6.37 x 6.37 =	40.5769
③	5.46 x 3.64 =	19.8744
④	1.82 x 3.64 =	6.6248
合計		70.3885
床面積		70.38㎡



A4判に縮小

作製者

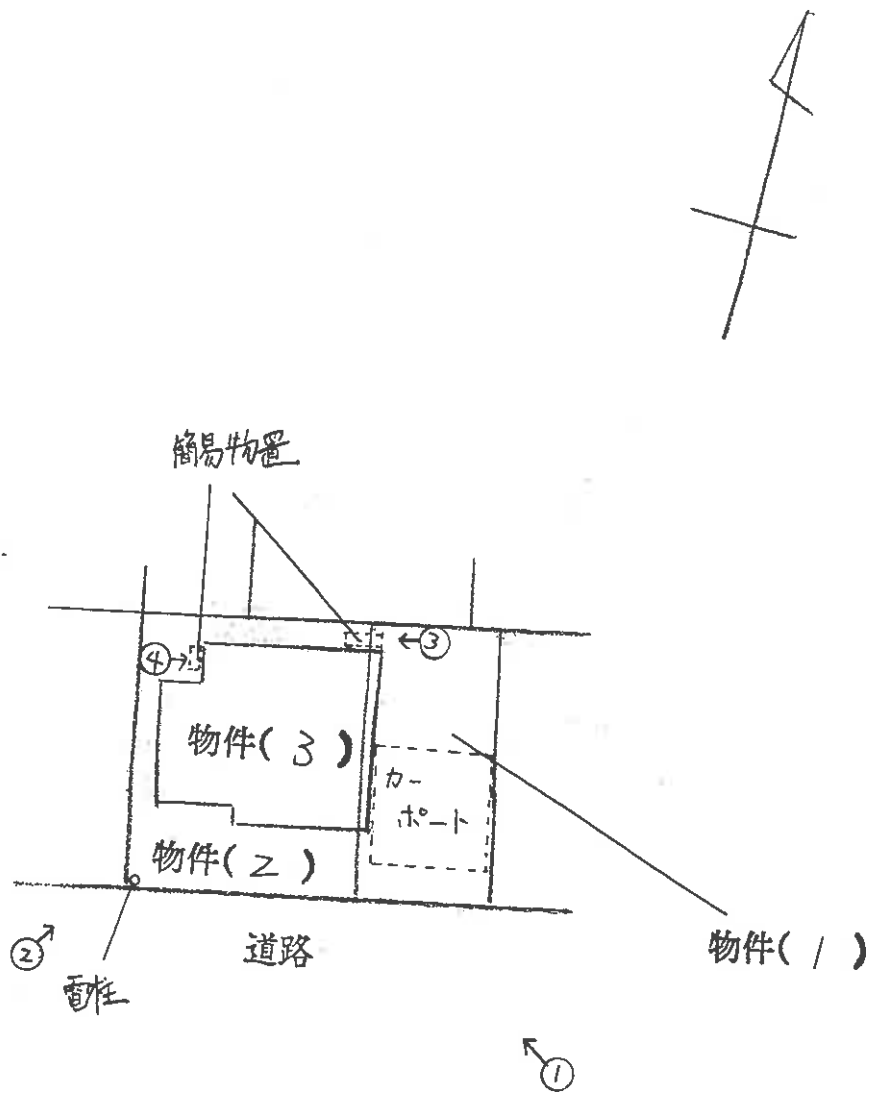
(平成24年11月10日作製)

縮尺 1/250

申請人

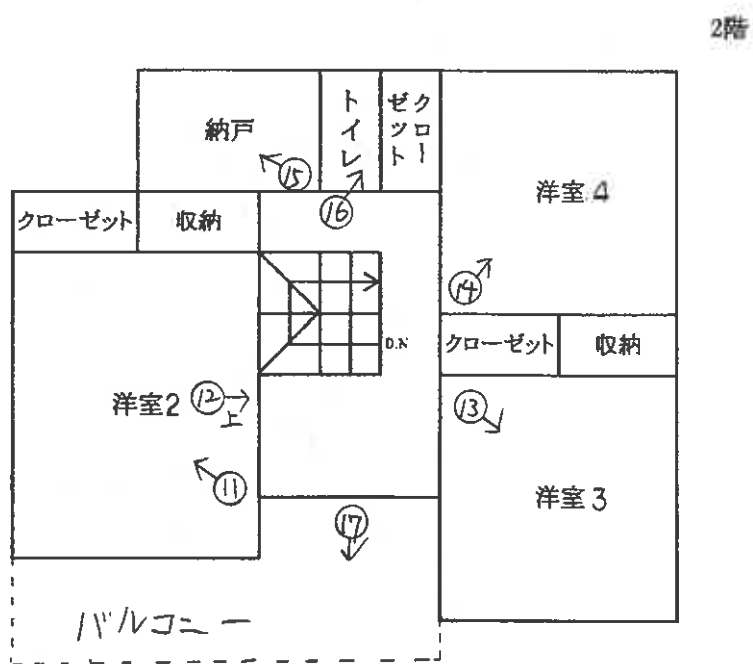
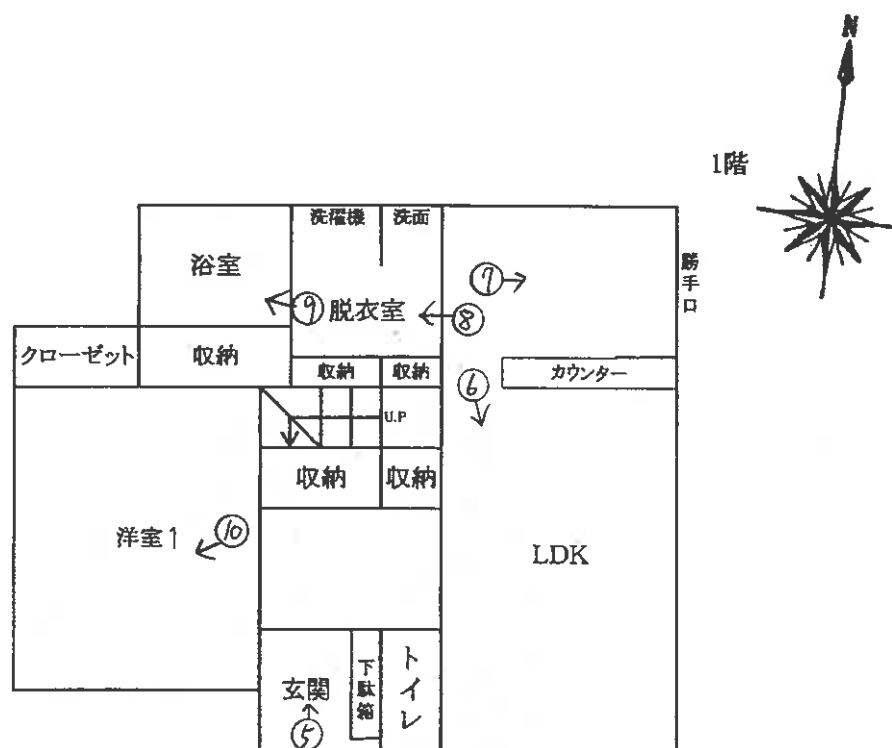
縮尺 1/500

土地建物位置関係図



←○写真撮影位置・方向

間取図



←○写真撮影位置・方向

(10 枚目)



1



2



3



4



5



6



7



8



9



10



11



12



13



14



15



16
2階トイレ
の蛇口



17

令和 7 年 (ケ) 第 13 号
令和 7 年 4 月 4 日 現地調査
令和 7 年 4 月 24 日 評価

和歌山地方裁判所 御中

評 価 書
(土地・建物)

評価人 不動産鑑定士

佐藤 健

第1 評価額

一括価格	
金 11,080,000 円	
内訳価格	
物件1（土地）	金 800,000 円
物件2（土地）	金 1,420,000 円
物件3（建物）	金 8,860,000 円

1. 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
2. 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
3. 物件1・2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1・2	所 在 地 番 地 目 地 積	別紙物件目録記載のとおり	同左
3	所 在 家 屋 番 種 号 構 類 床 造 面 積		同左

第4 目的物件の位置・環境等

1. 対象土地の概況及び利用状況等（物件1・2）

位 置 ・ 交 通	南海高野線「御幸辻」駅の北東方・道路距離約1.6km。 (別添「位置図」参照)
付 近 の 状 況	丘陵地に一般住宅が建ち並ぶ分譲住宅地域。 小学校は北方約1.0km、主要商業施設は約3.1km以内に存する。
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分：非線引都市計画区域 用 途 地 域：第1種中高層住居専用地域 建 蔽 率：60% 容 積 率：200% 防 火 規 制：なし その他の規制：建築基準法第22条（屋根不燃区域） 宅地造成工事規制区域
画 地 条 件 (規模、形状等)	規 模：206.52㎡ 間 口：約16.7m 奥 行：約12.4m 形 状：長方形 高 低 差：等高から約1.3m高い 地 勢：ほぼ平坦
接面道路の状況	南 側：幅員約6m 市道 建築基準法第42条1項1号
土地の利用状況等	対象地の利用状況：居宅の敷地
供給処理施設	上 水 道：有り ガ ス 配 管：なし 下 水 道：なし
土 壌 汚 染 等	登記簿・過去の住宅地図（昭和54年）では、従前は山林であったと推定される。現地調査では土壌汚染等の端緒は見受けられないものの、汚染の有無は不明である。
特 記 事 項	・物件1、2は物件3の敷地として一体で利用されている。 ・集中プロパンの配管があるが、宅地内に引込まれているかは不明である。 ・東側にカーポート、南西端に電柱が存し、上空を電線が通過している。 ・南側の擁壁の一部にクラックが見られる。 ・北西側及び北側の中央付近に簡易物置が存する。

2. 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：平成24年11月15日新築 経過年数：約12年 経済的残存耐用年数：約13年
仕 様	構 造：木造 屋 根：かわらぶき 外 壁：サイディング 内 壁：クロス 天 井：クロス 床：フローリング等 設 備：電気、給水、オール電化等
床 面 積 （ 現 況 ）	第3目的物件欄記載の通り
現 況 用 途 等	現 況 用 途：居宅 間 取 り：4LDK+S
品 等	やや優る
保守管理の状態	現況調査報告書記載のとおり、北側外壁に汚れ、2階の洋室や廊下の壁面に亀裂が見られ、2階のトイレの金具全般が腐食している様に見られる等、保守管理の状態はやや劣る。
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。

第5 評価額の算出の過程

1. 基礎となる価格

①物件1・2（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ=オ
1	33,000	1.04	74.28	0.95	2,422,000
2	33,000	1.04	132.24	0.95	4,312,000

ア 標準画地価格の査定（公示価格等からの規準）

地価調査（橋本(県)-3）

$$\text{公示価格等} \quad \text{時点修正} \quad \text{標準化補正} \quad \text{地域格差} \quad \text{標準画地価格}$$

$$29,700 \text{ 円/㎡} \times \frac{99.8}{100} \times \frac{100}{102} \times \frac{100}{88} \approx 33,000 \text{ 円/㎡}$$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：1.02（方位1.02）

◇地域格差：街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率
 $100 / 99 \times 100 / 97 \times 100 / 95 \times 100 / 97 \approx 100 / 88$

※供給処理施設については環境条件で考慮している。

イ 個別格差：1.04（方位1.04）

ウ 地積：登記数量による

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

②物件3（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ=エ
3	230,000	145.73	0.35	11,731,000

ウ 現価率

経過年数 12 年、経済的残存耐用年数 13 年、残価率 5%の耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

現価率

$$\{ \text{残価率} 5\% + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数} 13 \text{ 年} / (\text{経過年数} 12 \text{ 年} + \text{経済的残存耐用年数} 13 \text{ 年}) \} \times (1 - \text{観察減価} 0.35) \approx 0.35$$

2. 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

①土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格（円） ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格（円） （千円未満四捨五入） ア×イ＝ウ
1	2,422,000	0.45	法定地上権	1,090,000
2	4,312,000	0.45	法定地上権	1,940,000
合 計				3,030,000

②内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価格(円) 〔1①オ 1②エ〕 ア	土地利用権等 価格の控除 及び加算(円) (2①ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	2,422,000	－ 1,090,000		1.00	0.60	800,000
2	4,312,000	－ 1,940,000		1.00	0.60	1,420,000
3	11,731,000	＋ 3,030,000	1.00	1.00	0.60	8,860,000
一 括 価 格 (合 計)						11,080,000

ウ 占有減価修正
必要なし

エ 市場性修正
必要なし

オ 競売市場修正
第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

- 1 地価公示価格等 (橋本(県)-3)
所 在 : 橋本市小峰台1丁目19番17
価 格 : 29,700円/㎡
位 置 : 南海高野線「林間田園都市」駅の南東方、道路距離約3.7kmに位置する
価 格 時 点 : 令和6年7月1日
地 積 : 167㎡
供給処理施設 : 水道、ガス、下水
接 面 街 路 : 東側5.4m市道に接面
用 途 指 定 等 : 非線引都市計画区域
第1種低層住居専用地域
(建蔽率 40% , 容積率 80%)
地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅が建ち並ぶ郊外の閑静な分譲住宅地域
- 2 固定資産評価額 (令和6年度)
物件1 1,678,728円
物件2 2,988,624円
物件3 5,918,923円

第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図
- 2 附近案内図
- 3 14条地図
- 4 地積測量図
- 5 建物図面・各階平面図
- 6 間取図
- 7 現況写真

以 上

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 和歌山県橋本市胡麻生 |
| | 地 番 | 1034番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 74.28平方メートル |
| 2 | 所 在 | 和歌山県橋本市胡麻生 |
| | 地 番 | 1035番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 132.24平方メートル |
| 3 | 所 在 | 和歌山県橋本市胡麻生 1035番地、1034番地
1 |
| | 家屋 番号 | 1035番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造かわらぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 75.35平方メートル
2階 70.38平方メートル |

